

## 改正に対する考え方

今回実施するコミバス路線の見直しにつきましては、前回（平成29年）実施しました「コミバス路線の見直し」から今日に至るまで、アンケートや地域を通じ、お客様や市民の皆様から頂いたご意見やご要望等を踏まえ、より利便性が高まるよう本年4月1日にダイヤ改正（路線の見直しも含む）を行うものです。

しかし、地域公共交通事業者は、全国的に少子化、コロナ禍による利用人数の大幅な減少や物価の高騰により、経営に大きな打撃を受けております。さらに、自動車運転者労働基準の法改正（2024年問題）や多くの産業で問題となっている深刻な人手不足（特に、バス・タクシー運転手）に起因し、その維持存続が大きな課題となっており、本市において運行を担う事業者も決して例外ではございません。

今回の見直しでは、頂いたご意見等をふまえ、コミバス路線の新設や延伸、増便そしてバス停の新設等を行うほか、一部の地域において予約制運行の導入などを実施しますが、運転手不足への対応および事業者の経営改善のため、小中学生の通学で利用する便を確保したうえで、利用状況に応じた運行本数の見直しや時刻の変更を行うことで、併せて運行の効率化も図ります。

例年と比較して変更が多くなってはおりますが、地域公共交通を維持していくため、ダイヤ改正にご理解ご協力をお願いいたしますとともに、ご利用の際には十分ご注意くださいとさせていただきますようお願いいたします。

### 【市民の皆様から頂いたご意見・ご要望等】

- ・運行ルートの新設や延伸など
- ・バス停の新設
- ・利用の少ない便を廃止し、予約制運行へ移行
- ・利用の少ない便の廃止による効率的な補助金支出（市コミバス運行補助金）

### 【業界を取り巻く現状】

#### ○慢性的な運転手不足

少子高齢化等により、全産業で働き手の奪い合いが生じている

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）・・・2000年から見ると、2030年まで、1年間で50万人ずつ減少

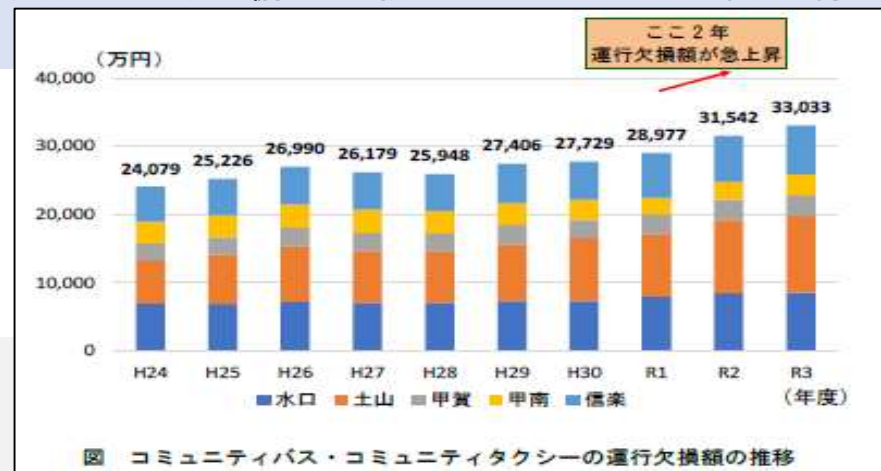
※現在は、管理職や貸切部門からの応援、休日出勤で運行を維持 → 来年度からは、法改正で同様の対応が困難

#### ○自動車運転者の労働規制の改正

1日の休息时间：継続8時間 → 継続11時間（9時間を下限）

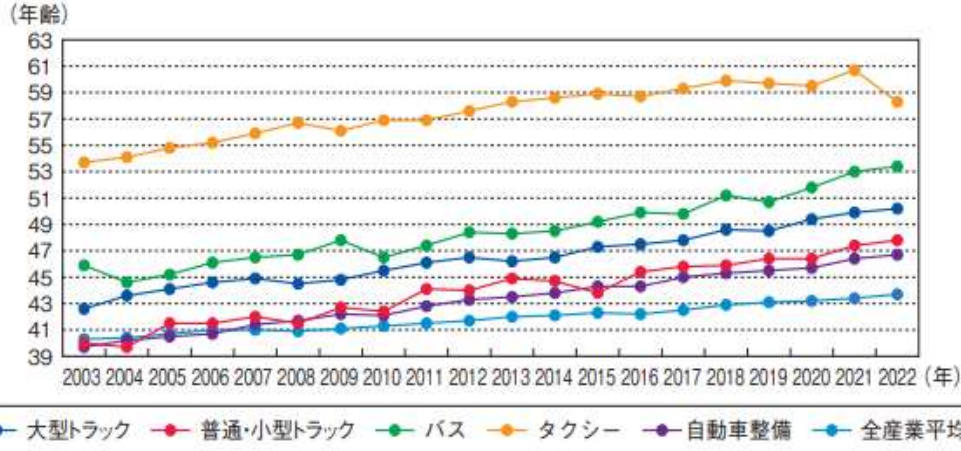
※早朝～夜の便を1人の運転手で運行できなくなり、2人での対応が必要

→ 運転手不足により、運転手の追加配置が困難なため、拘束時間の短縮には早朝や夜の減便が必要



## ▽産業別の従業員平均年齢

出典) 交通政策白書



## ▽厚生労働省作成の法改正案内チラシ

**令和6年4月~適用**

**バス運転者の改善基準告示が改正されます!**

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

項目	改正前	改正後
1年の拘束時間	原則: 3,380時間 最大: 3,484時間	原則: 3,300時間 最大: 3,400時間
1か月の拘束時間	原則: 281時間 最大: 309時間	原則: 281時間 最大: 294時間
1日の休息期間	継続8時間	継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

## ▽甲賀市コミバス・コミタク利用者数の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
水口地域	241,788	247,745	246,662	237,704	237,692	230,539	233,672	199,166	213,683
土山地域	238,487	232,994	229,514	224,772	206,899	188,534	192,941	162,414	173,915
甲賀地域	43,336	46,163	45,814	44,567	45,777	45,715	42,422	37,758	41,999
甲南地域	37,076	40,345	38,627	35,662	35,889	36,134	48,119	42,372	50,288
信楽地域	53,525	55,322	57,481	56,740	56,200	57,347	61,078	48,572	47,145
計	614,212	622,569	618,098	599,445	582,457	558,269	578,232	490,282	527,030